

## 品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付要綱

制定 平成30年9月28日 要綱第181号

改正 平成31年3月29日 要綱第278号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会貢献活動その他公益の増進に寄与する活動団体が区内において事業を行うために、クラウドファンディングを活用して資金調達をしようとする際に、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを介して、個人から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) クラウドファンディング利用手数料 クラウドファンディング事業者に支払われるクラウドファンディングの利用手数料をいう。
- (3) クラウドファンディング利用事業 クラウドファンディングを利用して調達した資金で実施する事業で、別表の要件をすべて満たすものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、前条第3号のクラウドファンディング利用事業を実施する団体とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、クラウドファンディング企画に関するクラウドファンディング利用手数料とする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

### (交付額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2とし、上限60,000円までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、クラウドファンディングによる資金の募集開始後、品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 品川区クラウドファンディング応援事業補助金実施計画書（第2号様式）
  - (2) 収支予算書
  - (3) 事業者との契約書またはそれに類する書類
  - (4) その他区長が必要と認める書類

(審査および認定)

第7条 審査については、品川区地域振興基金活用推進会議設置要綱（平成21年品川区要綱第434号）により設置された品川区地域振興基金活用推進会議（以下「推進会議」という。）が定める審査基準に基づいて行うものとする。

- 2 推進会議は、前項に規定する審査基準に基づき、申請のあった団体の活動実績等を審査し、区長に答申する。
- 3 区長は、推進会議の答申を参考に品川区クラウドファンディング応援事業補助金の交付団体を決定する。
- 4 区長は、決定にあたり、必要な条件を付することができる。
- 5 区長は、決定後、認定された団体に通知する。

(交付決定通知)

第8条 前条第5項の交付決定通知書の様式は、品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）とする。

(申請の取り下げ)

第9条 前条の規定により交付決定通知を受領した団体は、当該通知に係る補助金交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、区長の定める期日までに、第6条の規定に基づく補助金の交付申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

(実績報告)

第10条 第8条の規定により補助金交付の決定を受けた団体（以下「補助事

業者」という。)は、品川区クラウドファンディング応援事業補助金実績報告書(第4号様式)により、資金調達終了後すみやかに実績について区長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) クラウドファンディング利用手数料の領収書等
  - (2) その他区長が必要と認める書類
- 3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までに、第1項に規定する報告書を区長に提出しなければならない。

(補助金交付額確定の通知)

第11条 前条に規定する報告後、区長は、品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付額確定通知書(第5号様式)により、補助金交付額確定の通知をする。

(補助金の請求)

第12条 前条の補助金交付額確定の通知を受けた団体は、品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付請求書(第6号様式)により補助金の請求をしなければならない。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の一部または全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付決定の内容と当該事業の実施結果が著しく異なるとき。
  - (3) クラウドファンディング企画が不成立となったとき。
  - (4) その他、法令に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかにその内容を補助事業者に対し、品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付決定取消通知書(第7号様式。以下「取消通知書」という。)により通知する。

(補助金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の全部または一部が交付されているときは、前条第2項に規定する取消通知書により、期限を定め、当該補助金の全部または一部を補助事業者から返還させることができる。

(返還加算金)

第16条 前条の規定により補助金の返還請求を受けた団体は、補助金の交付を受けた日から返還する日までの日数に応じ、当該補助金額(その一部を納付したときにおけるその後の期間については、既に返納した金額を控除した額)につき年率10.95パーセントを乗じた額を加算して返還しなければならないものとする。

(状況の報告)

第17条 補助事業者は、クラウドファンディング利用事業が終了したときは、その概要を書面で区長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告には、収支決算書等、必要書類を添付しなければならない。

(調査)

第18条 区長は、補助事業者に対して補助金の使途等に関する必要な調査を行う、または資料の提出を求めることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

- 1 品川区の地域活性化につながるもの
- 2 過去に品川区地域振興基金を活用した区民活動助成金交付要綱(平成21年品川区要綱第433号)に基づく助成の対象となった事業の全部または一部

を実施するもの

- 3 品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付申請を行った日の属する会計年度内に実施されているもの
- 4 設立後2年以上の日本国内におけるクラウドファンディング事業者のサイトを利用するもの
- 5 第6条第1項に定める交付申請時における直近1年間において、10件以上のクラウドファンディングによる資金調達成立実績のあるクラウドファンディング事業者のサイトを利用するもの
- 6 公序良俗に反しないものまたは反するおそれのないもの
- 7 政治性または宗教性のないもの
- 8 法令、条例に違反しないもの
- 9 暴力団等、反社会的な活動と関係がないもの
- 10 その他、区長が補助目的に適合すると認めるもの

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請団体名

代表者住所

代表者氏名



## 品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付申請書

品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく、実施計画等に関する書類を添えて申請します。

記

クラウドファンディングの企画名	
補助金交付申請額	
補助金額の算出基礎	

- 添付書類
1. 実施計画書（別紙1）
  2. 収支予算書

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

### 品川区クラウドファンディング応援事業補助金実施計画書

代表者	
団体名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

事業名	
タイプ	購入型 ・ 投資型 ・ 寄付型
資金調達募集期間	
クラウドファンディング利用手数料	
利用するクラウドファンディング事業者	
利用する事業者の設立年月	
利用する事業者のサイトの名称	

クラウドファンディング  
事業の概要

事業終了時期



第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（申請団体）

団体名：

代表者氏名： 様

品川区長



### 品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付申請書の交付について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

事業名							
交付額		十	万	千	百	十	円
交付条件							

第4号様式（第10条関係）

品川区長 へ

申請団体名

代表者住所

代表者氏名



品川区クラウドファンディング応援事業補助金実績報告書

下記のとおり、品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付対象事業が完了したので届け出します。

記

事業名							
交付予定金額		十	万	千	百	十	円
経費 (内訳)	調達資金総額			手数料率		手数料	
	合 計						
事業実施日	年 月 日から 年 月 日						
添付書類	・領収書 (写)						

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

（申請団体）

団体名：

代表者氏名： 様

品川区長



### 品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で報告書が提出された品川区クラウドファンディング応援事業補助金については、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

記

事業名							
金額		十	万	千	百	十	円

第6号様式（第12条関係）

## 品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付請求書

事業名							
金額		十	万	千	百	十	円

年 月 日付で交付決定のあった品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付申請書について、上記の金額を請求します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名



第7号様式（第14条関係）

年 月 日

## 品川区クラウドファンディング応援事業補助金交付決定取消通知書

（申請団体）

団体名：

代表者氏名： 様

品川区長



年 月 日付で交付決定した品川区クラウドファンディング応援事業補助金について、下記のとおり補助金交付決定を取り消したので通知いたします。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 補助金交付取消金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
（返還していただく金額）

3 返還期日 年 月 日

※当該補助金交付取消金額は返還期日までに返還して下さい。

※当該補助金額を受領した日から納付の日までの日数に応じ、年 10.95%の割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く）を納付していただきます。

また、返還を命じられた団体が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納期日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く）を納付していただきます。